地と自由（九州版）　第百二十七號
（二）　昭和九年九月三十日　（第三種郵便物認可）

六十年來の大旱害に泣く
九州三百萬農民を救へ

西日本一帶の大旱魃は、植付時期たる七月中旬まで一滴の雨もふらず、全耕地の三割五分が全く植付不可能で、のこりの田も、おそまきと水不足と、この二百十日の大荒れとで、七八割の減收豫想である。

農民は汗みどろになり、毎日毎夜、狂人のようになつて、井戸をほりポンプをすえつけ、一滴の水も運び入れたが、この天災には手の出しようもない有様だ。

古老の話では、六十年來の大旱魃だそうである。即ち、明治、大正、昭和を通じて、はじめての大災害である。

西日本農民の慘狀は、この十一月の刈入れ時になつて、いよ〳〵ハツキリした姿で現はれて來るのだ。

地主の土地とり上げ强制さびしく、官僚政府の無力無策の中で百姓の二年一度の唯一の收入源泉たる米さへ、より三百八十七俵も增加してゐる。しかもこのうちで地主の取分が千七百九十八俵で、全體の六割三分八厘である。やや農民の小作不安、土地取上げ增大し土地中心の闘爭は農村をインサンにしてゐる。されば昔等は小作農民大衆の直接的な最小限度の生活確保のため小作料の減額を內容とする小作法を制定せよと叫ぶのである。

全農福聯大會開かる
大會は何を闘ふか

全國農民組合福岡縣聯合會大會は、山崎農林大臣の選擧區の三井郡北野町民衆クラブで十月三日於三井郡北野町民衆倶樂部に開催される。この大會で議論される主要問題はそのスローガンに現れてゐるのであるが、今このスローガン（標語）の意味をカンタンに次に解說しよう。

一、**繭米一ケ年分差押禁止の法律をつくれ**

農事訴訟法によると、百姓が借金が拂へなくて「差押へを喰ふときに「繭米一ケ年分」だけは差押へてはならぬ農具、家畜、肥料及び次の收穫まで農業を續行するため缺くべからざる農產物」については差押へはできぬが、農民の一ケ年分の繭米を「次の收穫まで缺くべからざる農產物」とは見てゐないので、タツタ一ケ月分だけをのこして、アトの米は全部差押へてをるのだ。昔の大名でさへ「百姓は生かすべからず、殺すべからず」と云つてゐるのに、今日では「殺さん程度がついてゐないのだ。農民一家八人とすれば一人一ケ月の繭米二石としても一家八石の二百圓だ。これぐらいは、法律で差押へを禁止してもライたいと云ふのが目的である。

二、**完全小作法を制定せよ**

今年七月までの小作爭議は二千五百九十四件あつて關係の上地積

（つづきは二面へ）

★全九州の農民は集れ
全國農民組合福岡縣聯合會　第三回大會
時　十月三日午前十時より
所　三井郡北野町民衆倶樂部
★働く農民は全國農民組合へ入れ！
★百姓の生活と土地を守れ！

書農民の肥料代を負擔せよ

肥料インフレは、農民の二重の

救援金募集

九州の旱害に泣く農民のために救援金を募集します。各地の同志諸兄の御援助を感謝いたします。

締切期日
第一回　十月二十日
第二回　十一月二十日
第三回　十二月二十日

送金先
福岡縣門司局私書函六四號
受取人、保管人　田原春次

旱害に苦しむ農民の相談相手
旱害農民相談所開設

全農京築地區委員會
△福岡縣京都郡小波瀨村　田口武一郎
△福岡縣京都郡小波瀨村　田口武一郎
全農節丸　犀川方面
相談所　石川貴一　大藏常吉

全農築上郡方面相談所

全農日田地區委員會
（賣方前町二丁目）　石川秀夫

これがほんとの自力更生だ
百姓は一人殘らず全國農民組合へ

近頃、では日本の農村は農民が立ちあがつてゐるとか、はいかぬから何とかしなければならぬと役人も政治家も新聞もみんなが全農へ叫んでゐる。一體何事だらうと思つて、この際全農の組織と運動を調べてみた。

全農筑豐地方相談所

△福岡縣田川郡伊田町川崎町　儀武又一郎　藤坂次己
△福岡縣田川郡伊田町川崎町　竹村傳一　植田清吉
全農田川地方相談所
△福岡縣三井郡大城村下代島　竹村傳一　植田清吉
全農筑出大城相談所
△福岡縣三井郡善導寺村　吉塚　重吉
全農二井東部相談所
△佐賀縣三養基郡基山町　原　善藏　吉田　佐吉
△福岡縣八女郡羽犬塚町花田町　松内　林造
全農八女郡相談所
△佐賀縣神埼郡千代田村　木村宇太郎
△熊本縣本庄町白川端二五〇　又八
全農熊聯準備會
△福岡縣鞍手郡植木町　又八
△福岡縣鞍手郡植木町　又八
全農鹿兒島聯合會
△大分縣北部地方連絡所　野口　勇
全農大分縣聯合會
△大分縣北部地方連絡所　野口　勇
全農大分縣聯合會
△大分縣北部地方連絡所　野口　勇
△福岡縣京都郡苅田町　野口　勇
△福岡縣京都郡苅田町　野口　勇
△福岡縣京都郡苅田町